

## 競争的資金等の不正使用防止及び研究活動上の不正行為防止に関する 基本方針

公立大学法人高崎経済大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえて、次のとおり基本方針を定める。

- 1 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、本学の内外に周知、公表する。
- 2 競争的資金等の事務処理に関する職務権限及びルール並びに競争的資金等の使用に係る行動規範を明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、不正の発生を抑制する機能を備えた環境、体制の構築を図る。
- 3 不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施することで、不正の発生を防止する。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、競争的資金等の適正な運営及び管理を行う。
- 5 競争的資金等の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、不正への取組みに関する本学の方針等を外部に公表する。
- 6 競争的資金等の適正な管理のため、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。